

消 防 危 第 2 7 号  
平成 2 8 年 3 月 1 日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長  
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 12 号）が本日公布・施行されることとなりました。

今回の改正は、航空機給油取扱所において給油ホース車又は給油タンク車が航空機に給油を行う際、静電気対策として義務づけられている接地電極を使った給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油設備（以下「給油設備等」という。）の接地（以下「アース」という。）及び給油設備等と航空機の電氣的接続（以下「ボンディング」という。）のうち、アースに係る規定を削除等するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知おき願います。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 12 号） . . . . . 改正省令  
改正省令による改正前の危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号） . . . . . 旧規則  
改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号） . . . . . 規則

## 記

### 第 1 航空機給油取扱所の基準に関する事項

航空機給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準並びに航空機給油取扱所における取扱いの基準として、主に以下のものが規定されたこと。

- 1 静電気を有効に除去するための接地電極の設置に係る規定の削除（旧規則第 26 条第 3 項第 6 号へ及び同項第 7 号関係）

給油設備が給油配管及び給油ホース車又は給油タンク車である航空機給油取扱所に静電気を有効に除去するための接地電極を設けることとされていた規定を削除することとしたこと。

2 給油設備が給油配管及び給油ホース車である場合に設置すべき導線（規則第 26 条第 3 項第 6 号ホ関係）

アースに係る規定の削除に伴い、給油設備が給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所に設置すべき導線はボンディングを行うための導線であることを規定したこと。

3 航空機給油取扱所における取扱いの基準（規則第 40 条の 3 の 7 第 1 項第 5 号関係）

給油ホース車又は給油タンク車で給油する場合のアースに係る規定を削除することとしたこと。

第 2 その他の改正事項

船舶給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について、所要の規定の整備を行ったこと（規則第 26 条の 2 第 3 項第 6 号関係）。

第 3 施行期日に関する事項

施行期日は、公布の日（平成 28 年 3 月 1 日）とされたこと（改正省令附則関係）。

○総務省令第十二号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第三項第一号及び同項第二号並びに第二十七条第六項第一号の二の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月一日

総務大臣 山本 早苗

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項第六号ホ中「接地導線」を「航空機と電氣的に接続するための導線」に改め、同号へ及び同項第七号を削る。

第二十六条の二第三項第六号中「は、前条第三項第七号の規定の例によるほか」を「には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けるとともに」に改める。

第四十条の三の七第五号中「接地するとともに、航空機と電氣的に接続する」を「航空機と電氣的に接続

することにより接地する」に改める。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○ 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（航空機給油取扱所の基準の特例）            第二十六条 令第十七条第三項第一号に掲げる給油取扱所（以下この条及び第四十条の三の七において「航空機給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。</p> <p>2 航空機給油取扱所については、令第十七条第一項第一号、第二号、第四号（給油空地に係る部分に限る。）、第五号（給油空地に係る部分に限る。）、第七号ただし書、第九号、第十号（給油ホースの長さに係る部分に限る。）及び第十九号の規定は、適用しない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、航空機給油取扱所の特例は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 給油設備が給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所は、前号イからハまで及びへの規定の例によるほか、次によること。</p> <p>イ 二（略）</p> <p>ホ 給油ホース車のホース機器には、航空機と電気的に接続するための導線を設けるとともに、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。</p> <p>（削る）</p>	<p>（航空機給油取扱所の基準の特例）            第二十六条 令第十七条第三項第一号に掲げる給油取扱所（以下この条及び第四十条の三の七において「航空機給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。</p> <p>2 航空機給油取扱所については、令第十七条第一項第一号、第二号、第四号（給油空地に係る部分に限る。）、第五号（給油空地に係る部分に限る。）、第七号ただし書、第九号、第十号（給油ホースの長さに係る部分に限る。）及び第十九号の規定は、適用しない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、航空機給油取扱所の特例は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 給油設備が給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所は、前号イからハまで及びへの規定の例によるほか、次によること。</p> <p>イ 二（略）</p> <p>ホ 給油ホース車のホース機器には、<u>接地導線を設けるとともに、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。</u></p> <p>（削る）  <u>航空機給油取扱所には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けること。</u></p>

(削る)

(船舶給油取扱所の基準の特例)

第二十六条の二 令第十七条第三項第二号に掲げる給油取扱所(以下この条及び第四十条の三の八において「船舶給油取扱所」という。)に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 船舶給油取扱所については、令第十七条第一項第一号、第二号、第四号(給油空地に係る部分に限る。)、第五号(給油空地に係る部分に限る。)、第七号ただし書、第九号、第十号(給油ホースの長さに係る部分に限る。)、及び第十九号の規定は、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、船舶給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 給油設備が給油タンク車である船舶給油取扱所には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けるとともに、給油タンク車が転落しないようにするための措置を講ずること。

(航空機給油取扱所における取扱いの基準)

第四十条の三の七 令第二十七条第六項第一号の二の規定による航空機給油取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 給油ホース車又は給油タンク車で給油するときは、給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油

七 給油設備が給油タンク車である航空機給油取扱所には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けること。

(船舶給油取扱所の基準の特例)

第二十六条の二 令第十七条第三項第二号に掲げる給油取扱所(以下この条及び第四十条の三の八において「船舶給油取扱所」という。)に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 船舶給油取扱所については、令第十七条第一項第一号、第二号、第四号(給油空地に係る部分に限る。)、第五号(給油空地に係る部分に限る。)、第七号ただし書、第九号、第十号(給油ホースの長さに係る部分に限る。)、及び第十九号の規定は、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、船舶給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 給油設備が給油タンク車である船舶給油取扱所は、前条第三項第七号の規定の例によるほか、給油タンク車が転落しないようにするための措置を講ずること。

(航空機給油取扱所における取扱いの基準)

第四十条の三の七 令第二十七条第六項第一号の二の規定による航空機給油取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 給油ホース車又は給油タンク車で給油するときは、給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油

設備を航空機と電氣的に接続することにより接地すること。

設備を接地するとともに、航空機と電氣的に接続すること。